

第三期特定健康診査等実施計画

兵庫県運輸業健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 04 月 05 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	・家族の特定健診の受診率が低い。 ・被保険者、被扶養者ともに特定保健指導の利用率が低い。	➔ ・巡回型健診を実施し、健診会場で受診日当日の保健指導を実施する。
No.2	・「新生物」、「循環器系疾患」、「高血圧症」、「高脂血症」が高い傾向にあった。 ・被扶養者は、「人工透析」が突出して高い。	➔ ・生活習慣病予防のため、保健師により面接して予防対策を講じる。
No.3	・「肥満」の割合は、被保険者・被扶養者ともに高く、「肥満」、「非肥満」ともに、「受診勧奨基準値以上」の者の割合が高い。	➔ ・生活習慣の改善(食事、運動)サポートするため、保健師による訪問指導を実施する。
No.4	・「糖尿病」、「高血圧症」、「人工透析」(家族)が高い傾向にあった。	➔ ・糖尿病性腎症の重症化予防のため保健師による訪問指導を実施する。
No.5	・3疾患(脳卒中、心筋梗塞、糖尿病)での「受診勧奨基準値以上」の者で、治療を受けていない者が一定数存在する。	➔ ・訪問指導を実施して、受診勧奨により早期治療を指導し重症化を予防する。
No.6	・後発医薬品の使用割合は他の健保組合より高い。	➔ ・疾病を限定して使用促進通知を送付し、薬剤費の削減を図る。

基本的な考え方
<p>1 背景及び趣旨</p> <p>平成18年の医療制度改革において、国民の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとされ、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、医療保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者の対する保健指導を実施することとされた。</p> <p>このような状況の中、第1期、第2期特定健康診査等実施計画を策定し、加入員の生活習慣病の発症や重症化を予防するため特定健康診査及び特定保健指導を実施してきたところである。</p> <p>本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づき、特定健診及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健診及び特定保健指導の実施及びその成果にかかる目標に関する基本的な事項並びに特定健診等実施計画の策定に関する事項を定め、特定健診、特定保健指導を実施する。</p> <p>なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画定めることとする。本計画は平成30年度から平成35年度までを対象とする。</p> <p>2 当健保組合の現況</p> <p>当健保組合は、主に兵庫県に所在する貨物運送事業を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成28年度の事業所数は144件で、神戸市72件、阪神地区39件、東播地区8件、西播地区に23件、大阪市内に1件が所在している。</p> <p>ただし、支店や営業所は全国に点在しており、兵庫県内に居住している者が7割、県外に居住する者は3割である。</p> <p>加入事業所は、零細、中小事業者が多く、被保険者50人未満の事業所が全体の78%を占めている。1事業所当たりの平均被保険者数は53人。</p> <p>当組合に加入している被保険者は、平均年齢が46.1歳で、男性が全体の90%を占めている。被扶養者の平均年齢は26.3歳で女性が全体の69%となっている。40歳から74歳の加入員が占める割合は、被保険者が71.6%(男性71.9%、女性68.9%)、被扶養者が30%(男性1.2%、女性43.3%)となっており、特定健診等対象年齢層が多い。定年再雇用制度の定着に加え、大型ドライバーの人手不足から60歳以上の被保険者の割合が高い。</p> <p>特定健康診査受診状況は、被保険者は労働安全衛生法に基づく事業主健診の健診データの提供を受け、平成28年度の実施率は80.9%となっている。被扶養者に対しては5月に受診券を事業所を通じて配付し、任意の健診機関で受診しており、10月に未受診者に対して受診勧奨を行っている。平成29年度から巡回型健診を導入して受診者の希望により、婦人科検診を併せて受診できる体制を整え、平成28年度の実施率は28.1%であった。</p> <p>3 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項</p> <p>i 特定健康診査等の基本的な考え方</p> <p>不健康な生活習慣が、生活習慣病の発症を招き、その後も生活習慣の改善がないまま経過すると、これらの疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至る恐れがある。特定健診等の対象となる生活習慣病は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及びその予備群であり、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなり、逆に内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図られる。</p> <p>特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するために行い、糖尿病等の生活習慣の有病者・予備群を減少させるために実施するものである。</p> <p>ii 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係</p> <p>事業主が労働安全衛生法に基づき行う事業主健診の健診データを受領する。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名

特定健診

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

被扶養者の受診率の向上を図り、平成35年度の目標値85%を達成する。

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
アウトカム指標 内臓脂肪症候群該当者の減少	23.9%	21.9%	20.5%	19.4%	18.5%	18.3%
アウトプット指標 健康診査	66.2%	68%	72%	76%	80%	85%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
従来の健診機関に加え、巡回型健診を実施して、被扶養者の受診率の向上を図る。	個別契約健診機関を見直ししながら、受診率の向上を図る。	個別契約健診機関を見直ししながら、受診率の向上を図る。
H33年度	H34年度	H35年度
個別契約健診機関を見直ししながら、受診率の向上を図る。	個別契約健診機関を見直ししながら、受診率の向上を図る。	個別契約健診機関を見直ししながら、受診率の向上を図る。

2 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

リピーターが多数存在し減少傾向なので、利用率を毎年5%上昇させる施策を検討する。

評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	16.7%	16%	15.7%	15.4%	15.1%	15%
アウトプット指標 保健指導	7.8%	12%	16.5%	20.5%	25.5%	30%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
事業主との連携、健診当日の指導、ICTを活用した支援で、実施率の向上を図る。	実施方法を検証、見直しを検討しながら実施率の向上を図る。	実施方法を検証、見直しを検討しながら実施率の向上を図る。
H33年度	H34年度	H35年度
実施方法を検証、見直しを検討しながら実施率の向上を図る。	実施方法を検証、見直しを検討しながら実施率の向上を図る。	実施方法を検証、見直しを検討しながら実施率の向上を図る。

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	5,110 / 7,718 = 66.2 %	5,243 / 7,711 = 68.0 %	5,555 / 7,716 = 72.0 %	5,863 / 7,715 = 76.0 %	6,160 / 7,701 = 80.0 %	6,538 / 7,692 = 85.0 %
		被保険者	4,420 / 5,393 = 82.0 %	4,534 / 5,398 = 84.0 %	4,656 / 5,414 = 86.0 %	4,773 / 5,424 = 88.0 %	4,881 / 5,424 = 90.0 %	4,994 / 5,429 = 92.0 %
		被扶養者 ※3	690 / 2,325 = 29.7 %	709 / 2,313 = 30.7 %	899 / 2,302 = 39.1 %	1,090 / 2,291 = 47.6 %	1,279 / 2,277 = 56.2 %	1,544 / 2,263 = 68.2 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	106 / 1,350 = 7.9 %	173 / 1,336 = 12.9 %	224 / 1,322 = 16.9 %	287 / 1,308 = 21.9 %	336 / 1,295 = 25.9 %	386 / 1,288 = 30.0 %
		動機付け支援	44 / 389 = 11.3 %	77 / 387 = 19.9 %	99 / 383 = 25.8 %	117 / 380 = 30.8 %	143 / 377 = 37.9 %	168 / 373 = 45.0 %
		積極的支援	62 / 961 = 6.5 %	96 / 949 = 10.1 %	125 / 939 = 13.3 %	170 / 928 = 18.3 %	193 / 918 = 21.0 %	218 / 915 = 23.8 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
<p>当健保組合は、兵庫県運輸業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。</p> <p>当健保組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。</p> <p>当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合の事務長及び保健事業担当職員に限る。</p> <p>外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。</p>

特定健康診査等実施計画の公表・周知
<p>本計画の周知は、機関誌・ホームページに掲載することにより行うものとする。</p>

その他
<p>1 周知・案内方法 特定健診等の周知は、各事業所に通知するほか当組合機関誌及びホームページに掲載して行う。</p> <p>2 健診データの受領方法 健診のデータは、個別契約健診機関及び巡回型健診機関の場合は直接、集合契約健診機関の場合は代行機関を通じて電子データを随時(又は月単位)受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。5年を経過したデータは廃棄する。</p> <p>3 特定保健指導対象者の選出の方法 特定保健指導の対象者については、兵庫県の近隣に居住する者から優先して選出する。また、効果の面から40歳代の者から優先して選出する。</p> <p>4 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し 当計画については、毎年健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。</p> <p>5 その他 当健保組合に所属する保健事業担当職員については、特定健診・特定保健指導の実践養成のための研修に随時参加させる。</p>